



目 次	ページ
規 則	
◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	4
◎県統計調査の実施（統計分析課）	4
◎告示（高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例による学校等及び住居専用地域の指定）の一部改正（おもてなし課）	5
◎保安林の解除予定の通知（治山林道課）	5
◎土砂災害警戒区域の指定（防災砂防課）	5
◎土砂災害警戒区域の指定の解除（ 〃 ）	5
◎土砂災害特別警戒区域の指定（ 〃 ）	5
◎土砂災害特別警戒区域の指定の解除（ 〃 ）	5
◎告示（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	5
◎告示（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（5・6 掲示）	6
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	6
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	6
入札公告	
◎一般競争入札（令和3年度インターネット接続用仮想端末基盤機器等の借入れ）の公告（デジタル政	

策 課 6

規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第35号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、条例及び」を「政令、省令、条例又は」に、「定めるところにより、知事に」を「規定により」に、「営業所」を「、営業施設」に、「所管する保健所長を経由しなければ」を「管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項若しくは第58条第1項、政令第5条第2項、省令第67条、第71条若しくは第71条の2、条例第6条又は第10条の規定により提出する書類にあっては、正本1通を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

第3条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第4条中「、保健所」を削る。

第7条の見出し中「設置及び」を「選任又は」に改め、同条中「第49条第1項の」を「第49条第1項に規定する」に、「別記第3号様式」を「国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拋様式」という。）」に改める。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出し中「申請手続」を「申請書」に改め、同条第1項中「第67条の」を「第67条に規定する」に、「別記第4号様

式」を「国準拋様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（営業許可証の交付）

**第9条** 条例第5条第1項の規則で定める営業許可証（以下「営業許可証」という。）は、国準拋様式によるものとする。

2 知事は、法第55条第1項の営業の許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

第11条から第13条までを削る。

第14条の前の見出しを削り、同条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（営業許可証の再交付）」を付する。

第15条中「前条」を「知事は、前条」に改め、同条を第11条とする。

第16条の見出し中「許可営業者」を「許可営業者又は届出営業者」に、「届出手続」を「届出書等」に改め、同条第1項中「第70条第1項の」を「第70条第1項に規定する」に、「別記第7号様式から別記第9号様式まで」を「国準拋様式」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第12条とする。

2 法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による届出営業者の地位の承継の届出は、国準拋様式によりしなければならない。

第17条の見出し中「申請事項」を「申請事項又は届出事項」に改め、同条第1項中「申請事項の」を「申請事項又は届出事項の」に、「別記第10号様式による営業許可申請事項変更届によって」を「国準拋様式により」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（営業の届出書）

**第13条** 省令第70条の2に規定する営業の届出書は、国準拋様式によるものとする。

第18条の見出しを「（廃業の届出書等）」に改め、同条第2項中「第6条第2項の」を「第6条第2項の規則で定める」に、「別記第12号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「休業又は廃業」を「規則で定める休業」に、「別記第11号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第15条とする。

省令第71条の2に規定する廃業の届出書は、国準拋様式によるものとする。

本則に次の1条を加える。

（食品等の回収の届出手続）

**第16条** 法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出は、国準拋様式によりしなければならない。

別表を削る。

別記第2号様式中

「申請者 住所  
氏名 」

を

「申請者 郵便番号  
住所  
氏名 」

に改め、同様式注中「検査命令書」を「検査命令書（別記第1号様式）」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

許可業者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

営業許可証再交付申請書

営業許可証の再交付を受けたいので、高知県食品衛生法施行細則第10条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
申請理由		紛失 ・ 毀損

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 営業許可証を毀損したときは、その営業許可証を添えてください。

## 第4号様式（第15条関係）

年 月 日

保健所長 様

許可営業者 郵便番号

住所

ふりがな

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名)

電話番号

生年月日

年 月 日

営業休業届出書

営業を休業しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
休業予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 「休業予定期間」欄は、休業予定期間が未定の場合は、休業を開始する予定の日のみを記入してください。
- 4 営業を30日間以上休業しようとするときに届け出てください。

## 第5号様式（第15条関係）

年 月 日

保健所長 様

許可営業者 郵便番号

住所

ふりがな

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名)

電話番号

生年月日

年 月 日

営業再開届出書

営業を再開しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
再開予定年月日		年 月 日

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 営業を再開する日の5日前までに届け出てください。

別記第6号様式から別記第12号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第36号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (10) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内(3年以内の据置期間を含む。)

附則第3項中「該当するもの」を「該当するもので、かつ、原子力災害(同日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「同項第1号、第4号及び第5号」を「同項第1号、第4号、第5号及び第10号」に改める。

別記第1号様式中「@」を削り、

- 「注 1 「総事業費」欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)に区分して記入してください。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載し、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記入してください。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及び資金内訳を記入してください。
- 3 上記2に該当する場合、「総事業費」欄の各年度の計は、2の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙の年度ごとの所要額の計と一致させてください。」

を

- 「注 1 「総事業費」欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)に区分して記入してください。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は、全て記入し、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記入してください。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及び資金内訳を記入し、「総事業費」欄の各年度の計は、2の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙の年度ごとの所要額の計と一致させてください。」

に改め、同様式別紙7注2中「内容の欄には」を「「内容」欄は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第324号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y株式会社	P a y P a y決済サービスを利用して納付される徴収金の収納事務	〃
東京都品川区西品川一丁目1番1号	L I N E P a y株式会社	L I N E P a y決済サービスを利用して納付される徴収金の収納事務	〃

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14階	ウェルネット株式会社	支払秘書決済サービスを利用して納付される徴収金の収納事務	〃
-----------------------------------	------------	------------------------------	---

高知県告示第325号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
大学生Uターン就職実態調査
- 調査の目的  
県出身学生のUターン就職率及びUターン就職に関する状況を把握し、県内への若者の定着に向けて、大学生の県内就職を促進する取組を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
社
  - 属性  
従業員が4人以上の企業
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - 報告を求める事項
    - ア 事業所の名称、担当部署、担当者名及び連絡先
    - イ 新規大学卒業者の採用実績又は採用予定
    - ウ インターンシップの実施状況
    - エ 県出身学生のUターン就職活動の実施状況
    - オ 県出身学生のインターンシップへの参加の有無及び状況
  - その基準となる期間  
報告を求める年の4月1日から5月31日まで
- 報告を求める者
  - 数  
1,600社
  - 選定方法  
調査の実施を委託する民間事業者の所有する企業情報からの無作為抽出
- 報告を求めるために用いる方法
  - 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - 調査方法

郵送による調査  
 7 報告を求める期間  
 (1) 調査の周期  
 1年  
 (2) 調査の実施期間  
 毎年6月中旬から7月中旬まで

**高知県告示第326号**

平成30年12月高知県告示第990号（高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例による学校等及び住居専用地域の指定）の一部を次のように改正する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

1 学校等の表南国市の項中「清和女子高等学校」を「清和女子高等学校 高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校 高知県立高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校」に、「南国市立大湊保育所 南国市立里保育所」を「南国市立里保育所」に改め、同表四万十市の項中「四万十市立川登小学校 四万十市立八束小学校」を「四万十市立八束小学校」に、「四万十市立蔵岡中学校 四万十市立大用中学校」を「四万十市立大用中学校」に、「四万十市立大川筋中学校 四万十市立中村西中学校」を「四万十市立中村西中学校」に、「四万十市立立川登保育所 四万十市立利岡保育所」を「四万十市立利岡保育所」に、「四万十市立本村保育所 ひかり乳幼児保育園」を「ひかり乳幼児保育園」に改め、同表奈半利町の項中「奈半利町立加領郷小学校 奈半利町立奈半利中学校」を「奈半利町立奈半利中学校」に改める。

**高知県告示第327号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市古井字汲地谷325の21（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第328号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。  
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須

崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第329号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成23年9月30日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。  
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第330号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。  
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第331号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき令和2年6月26日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。  
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第332号**

平成23年9月高知県告示第644号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

表のI-3140の項を削る。  
**高知県告示第333号**  
 令和2年6月高知県告示第519号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

表のI-3140の項を削る。

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和3年5月21日  
 高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第7号**  
**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
 別表第2の12 宿毛警察署の表宿毛警察署所在地の項中「新港」を「新港 希望ヶ丘」に改める。  
**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
選挙管理委員会告示-----  
高知県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、12,047人である。

令和3年5月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

## 高知県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,054人である。

令和3年5月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

## 高知県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年5月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,964人
室戸市・東洋町選挙区	4,558人
安芸市・芸西村選挙区	6,004人
南国市選挙区	13,154人
土佐市選挙区	7,598人
須崎市選挙区	6,023人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,639人
土佐清水市選挙区	3,922人
四万十市選挙区	9,529人
香南市選挙区	9,296人
香美市選挙区	7,438人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,081人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,276人
吾川郡選挙区	8,073人
中土佐町・檜原町・津野町・四万十町選挙区	9,367人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,671人

黒潮町選挙区

3,187人

-----  
入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入物品の名称及び数量

令和3年度インターネット接続用仮想端末基盤機器等 一式

## (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 借入物品の借入期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

## (4) 借入物品の納入期限

令和3年11月30日

## (5) 借入物品の納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3

年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階

高知県総務部デジタル政策課

電話番号088-823-9773

## (2) 入札説明書の交付方法

## ア 手渡しによる交付の場合

令和3年5月21日（金）から同年6月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

## イ ダウンロードによる交付の場合

令和3年5月21日午前9時から同年6月29日（火）午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html>）で交付する。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和3年6月30日（水）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年6月29日午後4時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

## イ 場所

高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター2階 201会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を

<p>令和3年6月23日（水）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年6月7日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Virtual desktop infrastructure system for internet browsing, 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 23 June 2021</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on</p>	<p>Wednesday 30 June 2021</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 29 June 2021</p> <p>(5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9773</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	--	--